

**「梅小路公園の再整備に伴う大型バス駐車場等整備及び管理・運営事業者募集」  
質問事項に対する回答**

平成23年4月7日（木）  
建設局水と緑環境部緑政課

1 管理事務所等建築面積の限度はありますか。

【回答】

都市公園法第4条第1項において、公園内の公園施設の全建築面積は当該都市公園の敷地面積の2%を超えてはならないため、将来的な公園施設設置の余地を考慮し、大型バス駐車場等の管理のための事務所は約50㎡以下を目途に必要最低限の大きさとしてください。

2 既設の（財）京都市都市緑化協会事務所を借受けることは可能ですか。

【回答】

（財）京都市都市緑化協会の事務所としている建物は、梅小路公園の再整備に伴い、撤去する予定であるため、使用することはできません。

3 償還計画表の提出が任意となっていますが、最低限どこまでの詳細が必要ですか。

【回答】

償還計画表については、「京都水族館の事業運営についての考え方」の「④長期収支計画（30年間）」（P. 16, 17）に記載されている程度を想定しています。

上記資料については、下記ホームページの添付資料2を御参照ください。

アドレス：<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000079529.html>

（京都市トップページ→市の組織→建設局→各課の窓口→緑政課→梅小路公園再整備→公園施設設置許可申請書（（仮称）京都水族館）の提出について）⇒添付資料2）

4 水族館の営業時間（通常期・繁忙期・イベント時）は確定していますか。

【回答】

水族館の営業時間等については、現時点で確定していないと事業者から聞いております。

5 バススペースに自家用車を入れることは可能ですか。

【回答】

バススペース（大型バス駐車場、大型バスのロータリー及び乗降場）に自家用車を入れることは、大型バスと自家用車の動線が混在することになるため、考えておりません。ただし、歩行者や各車両の安全性が確保できる提案であれば可能です。

6 公園内既設駐車場（200台）はこれからも存在するのでしょうか。

【回答】

既設駐車場（200台）については、（仮称）京都鉄道博物館の建設に伴い、平成24年度中の廃止を予定しています。

7 図面中③普通車（交通弱者用）駐車場の開設が平成25年度以降となっていますが、開設予定年月日を教えてください。

【回答】

現在、図面中③の北側の用地は、上下水道局による下水道幹線工事の発進基地として活用されており、平成24年度中には当該工事が完了する予定です。このため、普通車（交通弱者用）駐車場の整備工事は平成25年度となる予定であり、開設予定日は工事の進捗状況等に関係するため、現時点では決定しておりません。

以 上